

令和3年6月9日

各 位

宮崎第一信用金庫

「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金」

事前確認について

当金庫は、中小企業庁が実施します「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金」において、登録確認機関として登録しておりますが、制度上、当金庫に対応できるお客様は「**当金庫と事業性融資取引を有する事業者様**」となっておりますので、予めご了承ください。

上記以外のお客様におかれましては、他の登録確認機関(会員となっている商工会や商工会議所、顧問税理士等)をご確認のうえ、そちらに相談いただくか、月次支援金相談窓口にご相談いただくようお願い申し上げます。

【 月次支援金相談窓口 】

- ・電 話 0120-211-240
- ・受付時間 8時30分～19時（土日・祝日含む全日）

【 月次支援金の事前確認とは 】

2021年4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業や不要不急の外出自粛等の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に対して月次支援金(中小法人等:上限20万円/月、個人事業者等:10万円/月)を給付します。給付に当たっては、支援金を誤って受給してしまうことを防ぐため、申請希望者が、「事業を実施しているか」や「支援金の給付対象等を正しく理解しているか」等について登録確認機関から事前確認を受ける必要があります。

当金庫と事業性融資取引を有する事業者様の事前確認につきましては、お取引の営業店窓口または得意先担当者までご連絡ください。

≪ 本件に関するお問い合わせ先 ≫

融資部 経営サポートセンター

担 当 小 倉

電 話 0985-22-5158